

改正

平成23年12月27日規則第32号

道の駅「いんない」条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道の駅「いんない」条例（平成17年宇佐市条例第176号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 道の駅「いんない」（以下「道の駅」という。）の施設のうち、石橋ステーションの開館時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 道の駅の施設のうち、石橋ステーションの休館日は、12月31日から翌年の1月2日までの日とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(遵守事項)

第4条 道の駅の利用者は、条例に定める事項のほか次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 市長の許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。
- (2) 市長の許可を受けずに募金、勧誘又は印刷物等の配布をしないこと。
- (3) 市長の許可を受けずに壁、柱等にはり紙をしないこと。
- (4) その他市長の指示する事項に従うこと。

(損傷等の届出)

第5条 利用者は、道の駅の施設、備品、器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第6条 条例第10条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に道の駅の管理を行わせる場合における前2条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月27日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。